

令和5年(ワ)第2913号 オンライン記事掲載差止等請求事件

原告 部落解放同盟埼玉県連合会 外1名

被告 宮部龍彦

準備書面3(原告各準備書面への反論)

令和7年8月17日

さいたま地方裁判所第2民事部合議B係 御中

被告 宮部龍彦

第1 原告第1準備書面について

1 第1の主張に対する反論

(1)「1 原告適格」について

原告は、本件は給付の訴えなので、本案前に原告適格を判断する必要はない旨を述べるが、これは当事者適格の審理を免れる免罪符ではない。少なくとも、誰の・どの権利に基づく差止かを特定するのが先である。

また、原告埼玉県連については、権利能力なき社団であるが、人格権の主体を包括代替できる法的根拠は示されていない。原告が依拠する「構成員の権利の総体」論も、抽象にとどまる。

原告埼玉県連に具体的にどのような個人が属するのかも不明確である。少なくとも、原告埼玉県連は全会員の会員名簿を提出することを要する。

(2)「2 訴えの利益」について

原告らの主張によれば、原告らの本音は被告が地域を訪れてその現状や歴史的事実を記録すること全般を禁止させることであって、本件各記事の削除が目的でないことは明らかである。差し止めの一般的予防措置は許されない。したがって、本件訴訟の請求の趣旨を実現したところで、原告らに対する救済にならない。

「被告が被差別部落を特定・暴露する記事掲載に拘泥している」ということについては、原告らの思い込み、感想に過ぎない。被告は「被差別部落」なる言葉は使っていないし、部落について差別されているというような評価を示しているものでもない。

2 第2について

(1)「被差別部落」を特定しているという原告らの思い込みについて(準備書面第2、1)

原告らの主張は、本件各記事に記載された地域が「被差別部落」ということであろうが、本件記事ではいずれもそのような評価はしておらず、言わば藁人形論法である。

記事の表題やカテゴリ名が変わろうと、「曲輪クエスト」の本質は各地域を訪れてその現状や歴史的事実を表現したものに過ぎない。

「被差別部落」というのは原告らの評価であって、原告らが「被差別部落」と評したら違法であるというのであれば、地図でも地名辞典でも歴史書でも違法ということになってしまう。

そもそも原告は、「被差別部落」とは何を指すのか、どの記載がそれに当たるのかを具体的に示していない。原告から具体的な「被差別部落」の所在地を示す一覧(可能であれば具体的な範囲を示した地図等)が提出されなければ、どこが「被差別部落」であって、どこが「被差別部落」でないのか判断できない。

(2)個人の人格権の侵害の発生について(準備書面第2、2(1))

「本件各記事によって被差別部落とされる地域が特定される」という前提が間違っているので、原告らの主張は失当である。

(3)原告埼玉県連の構成員は訴訟の当事者でないこと(準備書面第2、2(2))

原告らは、本件各記事は埼玉県連の構成員らの居住地が被差別部落地

域であると特定するから、団体として本件記事の削除を求めることができると主張する。

しかし、これは当事者適格の迂回にすぎない。構成員の誰の何の人格権が、どの記載により侵害されたかの特定が先である。加えて、団体の実体・意思決定・代表権限の運営実態も疎明不十分である。

また、原告が承知する限り原告埼玉県連代表者の片岡明幸は部落に住んでおらず、代表者がそうなのであるから、相当数の会員も部落に住んでないと推定される。

(4)原告埼玉県連の業務遂行権は侵害していないこと(準備書面第2、2(4))

原告が援用する業務妨害差止の枠組みは、法人の資産利用を著しく害し、従業員に受忍限度超の困惑を与える等の要件を満たす場合に限られる。本件は、研究・記録の公表が対象であって、上記要件事実の主張立証が欠落している。

なお、「全国部落調査裁判」では部落解放同盟の業務遂行権に基づく請求は否定されている(甲23, 24)。

3 原告らは、被告の釈明に応ずるべきであること(準備書面第3)

原告が頻用する「被差別部落」という語の定義、および本件各記事のどの記載がその特定に該当するのかを、記事別・箇所別に明らかにすべきである。第1準備書面で「給付の訴えだから原告適格は本案で」として前提審理を回避しつつ、他方で具体的侵害の特定を先送りする訴訟態度は許されない。

なお、原告の主張どおりに定義すれば、その定義自体が差別的評価の摘示に当たり得る。裁判所に付度させて未特定の評価を補充させることは、弁論主義にも反する。

第2 原告第2準備書面について

1 第1について

- (1) 大阪地裁で部落解放同盟大阪府連合会役員である田村賢一氏からの申立による仮処分決定について事実関係は認める。

なお、被告は仮処分の対象となった記事を非公開としたが、富田林市若松1丁目地区を再び訪れ、当該地域と富田林市の同和行政について元市議の中山祐子氏と共に解説した動画と記事を掲載した(乙25)。

当該仮処分に係る本案訴訟はリモート審理で継続中である。被告は、富田林市の吉村善美市長が部落解放同盟員であり、部落解放同盟富田林支部長の辰巳真司市議と田村賢一氏と共に、現地の公道から見える場所に水平社の石碑を設置していたこと、解放同盟支部と辰巳真司市議の後援会事務所を兼ねる建物の前には水平社宣言の一節が設置されていること等を示し、彼らが部落ないし同和地区の場所を積極的に公開しており、そのことを政治的に利用している立場であることを主張しているところである。

- (2) 本件提訴後に埼玉県内の「曲輪クエスト」を掲載したことは認めるが、被告は一貫して「被差別部落」なる用語を用いていない。

被告は憲法が定める古典的な人権に従い、居住移転の自由、学問の自由、表現の自由を追求し、自らの行動により人権擁護のために不断の努力を行っているのである。

被告は一貫して憲法を尊重しているのであって、「司法判断を尊重する姿勢をみじんも有していないこと」「あえて挑発的な対応」という批判にはあたらない。

むしろ、原告らは、司法の権限を超えて、被告の自由を束縛するために

裁判所を利用しようとしていることを自白している。

(3) 新潟地裁での訴訟について

新潟地裁での移送は認められなかったが、リモートでの審理が進行中である。

なお、新潟地裁で裁判官を忌避したのは、新潟地裁による記録の閲覧制限措置が事実上の判決の先取りであるから、公正な裁判を求めて忌避を申し立てたのであって、引き伸ばしとの批判はあたらない。

むしろ、本件における書面の提出の遅延など、原告らこそが訴訟を引き伸ばしていることは明らかである。

(4) 情報流通プラットフォーム対処法(情プラ法)の挙示について

原告は情プラ法の制定を「被告の違法性の証左」とするが、同法は主として大規模特定電気通信役務提供者(プラットフォーム事業者)に、削除申出の受付・判断・通知、基準の策定・公表などの事業者義務を課す制度改正であり、私人間の表現行為に対する包括的差止権を新設するものではない。原告書面が引用する説明自体、制度の対象がプラットフォームの運用・透明化にあることを明記している。よって、本件で被告個人の表現を直接に規制・違法化する根拠とはならない。

2 第2について

原告は三件の「近時事例」を列挙するが、①本件のどの請求要件(権利侵害の発生・因果関係・差止必要性)に結び付くのか、②被告記事との具体的な因果関係、③代替的原因(地域伝聞・既存資料・第三者情報)の排除がいずれも示されていない。

なお、千葉県S町が酒々井町のことであるが、部落解放同盟千葉県連合会酒々井支部長の藤田武夫が解放同盟の威力を背景に不法な盛り土をしてい

たことがあった(乙 26)。

三重県の事例は、被告の調査で本件とは全く無関係であることが分かっている。三重県はむしろ部落問題についての教育・啓発が盛んな地域であり、そのような地域で指導する側の立場の人間がこのような問題を起こしたことは、表向きは地域を隠すような教育が逆効果であることを示している(乙 27)。

東京都の行政書士の事例は職務上請求書の不正使用が疑われた業務倫理の問題であって、被告記事の有無にかかわらず発生し得る独立の不正である。原告は「被告の投稿は地名リストの代用品」と断ずるが、推測にとどまり、因果関係の立証には全く足りない。

第3 原告第3・第5準備書面について

これらの書面の内容は、甲1号証から甲20号証および甲57から甲64についての原告らの主観的な「感想」に過ぎず、裁判官がそれぞれの証拠を直接確認すれば足りるものである。

明らかに冗長であり、単なる書面の分量稼ぎの疑いすらある。

第4 原告第4準備書面について

争う。

全国部落調査裁判判決は法人としての部落解放同盟の請求を全て棄却している。

第一審判決は「団体の構成員の名誉権が侵害されたからといって直ちに当該団体の社会的評価が低下するとはいえず、他に本件地域一覧の公開により原告解放同盟の社会的評価が低下したことを認めるに足りる的確な証拠はない」(甲23〔30頁])と判示し、構成員の名誉権が即ち団体の権利になるということを否定している。

また、同判決は「団体の構成員の人格権が侵害されたからといって直ちに当該団

体の業務遂行が妨げられたということとはできない」(甲 23[31 頁])と判示し、団体の業務遂行権が構成員の人格権を内包するとは認めていない。

本件に照らせば、原告らの各主張には理由がない。

第5 原告第6準備書面について

1 「被差別部落」の婚姻関係によるつながり等の主張(冒頭部分)について

「被差別部落の婚姻関係によるつながりが埼玉県下に広がっている」「生活圏として一定の範囲の広がりを考慮することが妥当」は原告らが根拠なく独自の見解を述べているに過ぎない。

歴史的には、近世の埼玉県は川越藩、忍藩、岩槻藩などの複数の藩に分かれており、近代の埼玉県の県境の範囲で婚姻関係や生活圏のつながりを推定することには合理性がない。また、現代においても東京都の通勤圏である川越市のような県南部と、群馬県に近い熊谷市のような県北部では生活圏が異なる。

そもそも、原告埼玉県連の代表者である片岡明幸は兵庫県の出身であって、近世の埼玉県下の「被差別部落の婚姻関係」とは明らかに無関係である。代表者がこうなのだから、他の会員についても、近世の埼玉県と関連があるのか疑わしい。

「全国部落調査出版差止め等請求事件でも同様の判断が行われた」事実はない。全国部落調査事件判決は、全国部落調査に掲載された一覧について、原告らに関係する都府県単位で出版差し止めを認めたにすぎず、本件のような現地探訪記事については問題とされていない。

むしろ、令和3年9月27日東京地裁判決(甲23)では、被告の探訪記事に部落解放同盟委員長のものと思われる家屋や自動車が映り込んでいたこと

について、違法とは認めなかった(東京地裁判決 49 頁)。この判断は高裁判決でも変更されず確定している。

2 差止めの範囲を定める基準(1について)

(1) 原告らは「各記事が全体として1つの記事を構成している」というが、本件記事群はそれぞれが個別のものである。実際に個別の記事を除くこともできるし、新たな記事を追加することも可能である。文字1つ1つについても追加、削除、変更が可能である。

したがって、仮に全ての記事が一体のものであると強弁して差し止めをしたとしても実効性はない。

(2) 全国部落調査事件の判決は、『全国部落調査』という特定の書籍とその派生情報に対するものであって、本件記事とは無関係である。

「被差別部落をめぐっては婚姻関係が複雑かつ重層的にそれぞれの地域を結びつけており」という原告らの主張は、原告ら独自の、なおかつそれ自体が偏見に満ちた見解であって、事実ではない。

(3) 「人格的利益に基づく請求であることで制限を受けない」という原告らの主張は、原告らの独自の見解を述べているに過ぎない。

3 本件で具体的に差止めの範囲を決する場合に考慮すべき事項(2について)

(1) 「被差別部落の婚姻関係によるつながり」については、相当程度過去の話か、証拠もなく原告らが独自の見解を述べているに過ぎない。

裁判官が特に注目すべきは7 ページで原告池田の親戚の結婚相手が「被差別部落」出身かどうかを列挙しているところである。

原告らの申告が事実であるかどうかは不明であるが、このような「身元調査」を行うこと自体が不適當であるし、そもそも通常人は義理の父親のきょうだいの結婚相手が「被差別部落」の出身かどうか漏れなく調べようとい

う発想に思い至らないものである。6人も父親のきょうだいの結婚相手の出自を1つ1つ調べて、「被差別部落」出身かどうか判定している様子を具体的に想像して頂きたい。

原告らは異常なまでに人の出自に執着しており、明らかに通常人とは異なる思考のもとで本訴を提起していることを自白したものである。

(2) 「一定の広がりをもつ生活圏」については、原告らは一般論を述べているに過ぎず、県境を基準にすることに合理性がないし、原告池田の具体的な生活圏を示していない。

(3) 全国部落調査裁判の判決

前述の通り、全国部落調査事件判決は『全国部落調査』という特定の書籍に対する出版差し止めであって、むしろ本件記事のような個別地域への探訪記事については違法性を否定している。

配偶者・親族とのつながりに拡張した判決については、具体的な配偶者、親族を特定したうえで判断されたものであり、本件では同様の特定がされていない。

「部落探訪」と「全国部落調査」が同一であるという原告らの主張は、原告らの独自の見解と想像にすぎない。

また、本件記事の掲載が全国部落調査事件の確定判決で禁止されるかどうかは、民事執行の問題であって、別訴である本件とは無関係である。

4 結論(3について)

前述の通りであるから、原告らの結論に対しては全面的に争うものである。

第6 原告第7準備書面について

1 総論

原告第7準備書面は、ほぼ全面的に阿久澤麻理子意見書(甲75)の一般論

に依拠するが、本件記事と個別具体的な権利侵害との因果関係を特定・立証していない。よって、本件の要件事実(特定性・違法性・差止必要性)を基礎付けるには足りない。

2 甲 75(意見書)の中立性への疑義

乙 21 号証から明らかな通り、阿久澤麻理子氏は部落解放同盟関連団体である「部落解放・人権研究所」の理事であった。利害関係のある団体の役職者による意見書は、中立的鑑定意見としては信用性が減殺される。

3 「1 部落出身者の「判定」に利用される部落の所在地情報」について争う。

これは、原告らが独自の見解で部落出身者の判定方法を「発明」しているだけであって、本件記事には部落出身者を判定する内容は一切ない。

4 「2 自治体の調査にみる部落差別の実態」について

原告らは本件と関係ない一般論を言うのみで、認否に値しない。

5 「3 被告が行っている被差別部落の「特定」の方法の悪質性」

争う。

繰り返しになるが、本件記事は「部落」を特定しているものであって、「被差別」との評価は原告らが勝手に付け加えたものであって藁人形論法である。

様々な資料や現地の情報を手がかりに地域の属性を探ることは、地理学・地誌学の典型的な手法であって、何も特別なものではない。

「勝利」「敗北」という表現は単なるレトリックであって、本件記事の学術的価値や、原告らの社会的評価とは無関係である。

以上